

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のCに雇用され、ガラス工として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、普通乗用自動車で出勤する途中、D市〇先道路において、片側3車線の一番左側の車線に路上駐車していた中型貨物自動車に追突し、その後、歩道を走行し、再び車道に戻り停車した（以下「本件事故」という。）。被災者は、運転席に上半身のみ横に倒れ、心肺停止の状態であったところ、E病院に救急搬送され、蘇生措置が行われたが同日死亡した。死体検案書によれば、直接死因は「急性うつ血性心不全」だった。

請求人は、被災者の死亡は本件事故又は仕事による過労が原因であるとして、監督署長に遺族給付及び葬祭給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は通勤及び業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が通勤又は業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件公開審理において、被災者が従事していたFの仕事は休みもなく、激務であったため、被災者は業務上の事由により死亡したと述べ、被災者の死亡は、過重業務が原因である旨主張している。

(2) 被災者の死因については、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け死体検案書及び同年〇月〇日付け意見書、H医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書に示されているとおり、当審査会としても、心臓の肥大・拡張を伴う右心室壁内脂肪浸潤を基盤として発症した急性心臓機能障害（傷病名：急性うつ血性心不全）によるものと判断する。また、本件事故の状況から、当審査会としては決定書理由第2の2の（2）のウに説示のとおり、被災者は本件事故前に上記傷病を発症していたものとみるのが妥当と判断する。以上を踏まえ、請求人が主張する過重な業務の有無について、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）に基づき検討する。

(3) 発症直前から前日までの間に異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

次に監督署長の認定した労働時間集計表をみると、被災者は、上記傷病発症日である平成〇年〇月〇日の10日前までの間においては、同月〇日の午前8時30分から午後3時までF以外の業務に就労したのみで、時間外労働は認められず、それ以外の日は休日であったことから、短期間（発症前おおむね1週間）のうちに、特に過重な業務に従事していたとは認められない。また、発症前お

おむね6か月間についてみても、被災者の時間外労働時間数は7時間45分から46時間30分の間で推移しており、認定基準上発症に影響するとされている月平均45時間以上の時間外労働は認められず、長期間（発症前おおむね6か月）についても、特に過重な業務に従事していたとは認められない。

この点、請求人は、実際は、監督署長の認定した労働時間集計表にある時間数を超える時間外労働時間数があったものと述べているが、請求人の主張を裏付ける資料は確認できず、当該主張は認められない。

したがって、被災者に発症した傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人は、発症日前6か月間における被災者の1か月間の時間外労働時間数は、最も長い月で40時間、最も短い月で20時間程度であったと述べていることから、仮に上記（3）の請求人の主張を認めるとても、被災者には、認定基準において発症に影響するとされる月平均45時間以上の時間外労働は認められず、いずれにせよ、上記結論を左右しない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は通勤又は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。